

# ラオス民法典の概要（総論）

JICA法の支配発展促進プロジェクト長期派遣専門家

弁護士 入江克典

## 第1 はじめに

日本のラオスに対する法整備支援が開始してから20年となる2018年（12月6日）、ラオス（人民民主共和国）史上初めての民法典が第8回国民議会第6回通常審議において承認された<sup>1</sup>。

本稿はラオス民法典の概要を紹介するものであるが、本号では、総論として、日本によるラオス民法典起草支援の概要、ラオス民法典の内容的特徴、ラオス民法典制定の歴史的意義及びラオス民法典成立後の課題について述べる。次号では、各論として、ラオス民法典の編ごとに詳述することを考えている。

## 第2 ラオス民法典起草支援の概要

### 1 起草及び起草支援の方法

ラオス民法典の起草作業は、後述のとおり2012年6月に開始され、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学、国民議会、外務省及び商業工業省のメンバーにより構成される民法典起草委員会により行われた。2012年の時点において25人で編成された同委員会は、民法典が成立した2018年12月時点において49人であった。同委員会は、起草アドバイスを中心に行うシニアの法律家や副大臣・副長官らから構成される起草委員と、実際に原案を作成する比較的若手のメンバーから構成される起草テクニカルグループに分けられた<sup>2</sup>。後者（起草テクニカルグループ）は、総則編及び人・法人編を担当するグループ1、契約内債務編、契約外債務編及び担保編を担当するグループ2、物、所有権等の編を担当するグループ3、家族編及び相続編を担当するグループ4に分かれて各担当分野の草案を起草した。各グループにおいて起草された草案は、随時、前者（起草委員）の確認を経た。国民議会審議時（2018年12月）においては草案防御委員会が編成され、同委員会が起草委員会に代わって国民議会

<sup>1</sup> フランス統治下で編纂された民法典も存在するが（27編・345条）、人民民主共和国の成立に伴い（1975年）、王政時代の法が廃止されたため、形式的には承継されていない（松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について－1.回顧と展望－」ICD NEWS第30号（2007年3月）41頁）。

<sup>2</sup> 起草委員会49人の内訳は、1）起草委員として、司法大臣（元・現職含む）3名、司法副大臣（元・現職含む）3名、元国民議会法務委員会委員長、同副委員長、最高人民裁判所元副長官、最高人民検察院副長官及び司法省局長3名、2）起草テクニカルグループとして、司法省13名、最高人民裁判所9名、最高人民検察院6名、ラオス国立大学3名、国民議会2名、外務省2名及び商業工業省1名である。

議員への説明等を実施した<sup>3</sup>。

日本は、JICAの技術協力プロジェクトを通じて長期派遣専門家を現地駐在させ、起草作業の促進や技術支援を行うとともに、国内支援委員会(民法アドバイザーグループ：民法AG)を通じて学術的な観点から支援を行った。民法AGは、2010年に結成され、31回の会合を実施してきた(2019年3月末時点)<sup>4</sup>。民法AG委員(2019年3月末時点)は、松尾弘教授(慶應義塾大学大学院法務研究科、2010年度より参加)、野澤正充教授(立教大学大学院法務研究科、2011年度より参加)、南方暁教授(創価大学法学部、2014年度より参加)、山田八千子教授(中央大学法科大学院、2014年度より参加)、大川謙蔵講師(摂南大学法学部、2014年度より参加)、瀬戸裕之准教授(新潟国際情報大学国際学部、2010年度より参加)及び前田澄子ICD教官(2010年度より歴代ICD教官により編成)である<sup>5</sup>。

なお、民法典起草委員会は、民法典草案とともに、目的、適用場面(具体例)、他国の民法典に関する情報等についてまとめた逐条解説書(リサーチペーパー)も並行して執筆しており、日本はこれについても作成を支援してきた。後述のとおりリサーチペーパーの完成が当面の課題となる。

## 2 起草支援の経緯(時系列に沿って)

### (1) 準備段階<sup>6</sup>

日本は、JICAの技術協力の枠組みの下、法務省法務総合研究所及び名古屋大学等が主体となり、2000年代初頭より、将来的なラオス民法典起草を見据えその人材を育成し法律学を創出するための民法支援を開始した。2001年に法務総合研究所にICDが設置されて以降は、民法に関するセミナー(民商事法セミナー)が現地で行われるようになり、契約法や物権法など民法の主要領域を中心に、ラオス法と日本法その他外国法の比較を中心とした活動が行われた。

2003年より開始された「JICA法整備支援プロジェクト」(延長期間を経て2008年に終了)では、『民法教科書』が作成された。同教科書は、①総論・総則、②物権、③債権、④担保という構成で、基本概念や制度の定義などから丁寧な解説がなされている。民法AGである松尾弘教授及び野澤正充教授は同教科書の作成支援にも関与している。

2010年より開始された「JICA法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」(2014年に終了)では、同プロジェクト形成時より民法典起草を軸に据えた活動を実施したい旨の要請がラオス側よりあったものの、起草人材の育成及び民法理論に

<sup>3</sup> 草案防御委員会については法令制定法(2012年)45条及び46条に規定がある。民法典草案防御委員会は、司法副大臣(元・現職含む)2名、元国民議会法務委員会委員長、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官及び司法省職員4名で構成された。

<sup>4</sup> 民法AGが正式に結成される前にも5回の会合を実施している。

<sup>5</sup> 2013年度のみ西希代子教授(慶應義塾大学大学院法務研究科)が参加している。

<sup>6</sup> 松尾・前掲注1、松尾弘=松邑翔太=杉田彩子「ラオス法律人材育成強化プロジェクトにおける『民法基本問題集』作成支援から」ICD NEWS第49号(2011年12月)97頁以下

ついて研究をさらに継続することとした。

同プロジェクトではまず『民事事例問題集』（2012年印刷・全226ページ）を作成した。同問題集では、①不動産取引、②動産取引、③担保、④契約責任、⑤不法行為、⑥家族法（相続含む）に関する各事例問題についてラオス法に基づき解説するとともに日本法を適用した場合の解決例についても付記されている。さらに、同プロジェクトでは、起草支援が本格的に開始して以降も、『民法ハンドブック契約内債務』（2014年印刷・全67ページ）、『民法ハンドブック契約外債務』（2014年印刷・全26ページ）といった執務参考資料を作成している。

## (2) 起草段階

前記「JICA法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」の最中である2012年6月8日・9日、民法典起草開始式が行われ、満を持して起草活動が開始した。まずは、全体構成について協議し、総則を設けること、家族編と相続編の位置、物に関する編と債権に関する編の先後などが確定され、その後、前述の4つのグループに分かれて具体的な起草作業が開始された。

ラオス側は、自分たちの手により民法典を創出させるのだという強い覚悟の下、起草作業を進めた。日本側は、ラオス側の主体性を尊重し、ラオス側が自ら考え自ら手を動かすことを意識しつつ、起草作業の促進、ラオス側の疑問点の解消の他、基本概念のインプット、外国法情報の提供等幅広くアドバイスを行った。「ラオス人の、ラオス人による、ラオス人のための民法典」の実現に向けて<sup>7</sup>、ラオス側に常に寄り添い最大限の後押しを行ったものである。

以上のような支援方法は、民法典の成立後、ラオス側からも高い評価を受けた。ラオス司法省ブンサワット副大臣は、日本のメディアからの取材に対し、「日本の支援が他国と違うのは、他の国は専門家を短期だけ派遣するが、日本は首都ビエンチャンに常駐させ、ラオスの事情を深く理解してアドバイスしてくれました。両国合作の民法です」と述べた<sup>8</sup>。また、ドゥアンマニー・ラオマオ司法省経済紛争解決センター長は、「日本の法制度整備支援のやり方は、基本から教えてくれる、ラオス人と一緒に考えるというもので、最終的にはラオス人自身が自分で考えることができるようになります。このような日本の法制度整備支援の方法によりラオス人は自信をつけることができました。この自信が今回のラオスで初めてとなる民法典制定につながったものと考えています。」と述べている<sup>9</sup>。

ラオス民法典は、当初、立法計画に従い2015年の成立を目指していたため、2014年末から2015年初頭に向け起草作業が一層加速した。司法省やプロジェク

<sup>7</sup> 松尾弘教授は、2018年2月26日開催ローフォーラムにおいて、ラオス民法典を示すキャッチフレーズとして「Lao Civil Code by the People, of the People, for the People」と表現した。

<sup>8</sup> 西川恵「金言」毎日新聞2018年12月14日

<sup>9</sup> 伊藤淳／入江克典／ナロンリット・ノーラシン／ドゥアンマニー・ラオマオ「ラオスにおける日本の法制度整備支援の現状と課題～民法典起草支援を通じて～」法律のひろば第72巻3号（2019年3月）37頁

トオフィスでの会議，首都近郊ターラートでの合宿（通称リトリート）のほか，民法AGも参加しての現地セミナー（2012年8月，2013年3月，8月，11月，2014年8月），本邦研修（2013年2月，2014年2月，11月，2015年3月），JICA-net システムを利用して行うテレビ会議（2013年度は5回実施，2014年度は7回実施，2015年度は4回実施）が頻繁に実施された。

### (3) 意見聴取と改訂作業，1回目の国民議会審議

2014年末から2015年に約650か条の最初の原案が起草されて以降は，南部パクセー（2014年11月），首都近郊ターラート（2015年1月）及び北部ルアンパバーン（同年3月）において実務家（裁判官，検察官，司法省職員，弁護士等）を対象とした意見聴取会議を実施し，草案の改訂に活かした。その後，バンビエンでの現地セミナー（同年8月）や3週間に及ぶ本邦研修（2016年2月）にて草案を改善した後，再度，南部パクセーで実務家との意見交換会を実施し（同年3月），その結果を吟味し条文の改訂に反映させた。

もともと，起草作業の遅れと国民議会審議のスケジュールの都合で，立法計画上の目標であった2015年までのラオス民法典の審議は実現に至らなかった。その後の草案改善と，首都ビエンチャン（2017年2月）及び南部パクセー（同年3月）での2度にわたる国会議員との意見聴取を経て，2017年5月に至りようやく国民議会で審議されることとなったが（同年5月15日・16日），国民議会議員や市民に対する理解促進・説明が不十分であるなどとの理由で不成立となり，2018年末の国民議会で再審議することになった。

### (4) さらなる意見聴取，ドナー間調整，2回目の国民議会審議

その後，民法典起草委員会は，南部アタプー（2017年11月）及び北部サイニャブリー（2018年2月）にて国会議員に対する説明会を実施したほか，ビエンチャン首都ではベトナム元司法副大臣等を招待した上で国民議会議員等との意見交換の機会を設けた（2017年6月，2018年2月）。さらに，ビエンチャン首都にて郡・村レベルでの意見聴取会やラオス国立大学での意見交換会を開催し（2018年4月・5月），市民の声を民法典に反映するよう努めた。

また，2017年10月ころより，世界銀行グループに属する国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）による民法典担保編の改訂に係るコメントが本格化し始めた。IFCは，動産担保取引の活性化を目的として登録による統一的動産担保制度を導入すること，その実効性を高めるために，動産質や書類による質等を廃止することを提案した。この提案はビジネス目的以外の一般市民間における取引実態や利用の便宜の考慮に乏しかったため，ラオス起草委員会は，登録動産担保制度の有用性・利便性を認識しつつも段階的に同制度を受容していくべきとの考えの下，民法典ではIFCの提案を殆ど容れることなく，自らの手で起草した担保編をもって国民議会に提出することとした。

以上のような経緯を経て，ラオス民法典は，2018年6月，司法省より政府内閣

に再提出され、同年8月、政府内閣から国民議会常務委員会に提出され、同年12月5日及び6日の国民議会で再審議された結果、賛成多数（賛成108、反対10）で可決され成立した。

#### (5) ラオス民法典成立後

ラオス民法典は、国家主席令の発布及び官報での公布を経て、1年間の周知期間を経た後、発効となる予定である（630条）。

もともと、民法典成立後、本稿執筆現在（2019年4月）においても、ラオス民法典の条文内容に関する国民議会常務委員会との協議が継続し、条文の改訂作業が行われている。民法典起草委員会によれば、国民議会による承認を経た以上民法典の大きな構成に関する修正はできないものの、国民議会審議でコメントがあった条文等を中心に同常務委員会との協議を経て条文が改訂されるとのことである。

### 第3 ラオス民法典の特色

#### 1 構成

ラオス民法典は全9編630条で構成される。第1編は総則、第2編は人及び法人、第3編は家族、第4編は物、所有権及び物に関する権利、第5編は契約内債務、第6編は契約外債務、第7編は担保、第8編は相続、第9編は最終条項である。各編の詳細については次号にて紹介する予定であり、本号では省略する。

#### 2 内容的特色

##### (1) 個別制定法の承継

ラオスにおいては、実質的意味の民法が、契約内外債務法・家族法・所有権法・担保法・相続法などの個別制定法の形式で存在している。これらの個別制定法は、1986年の新思想（チンタナカーン・マイ）による社会主義的経済管理メカニズムの導入を契機に、1990年代を中心に世界銀行等の支援を受けて立て続けに形成されたものである。主な法律について述べると、1990年に所有権法、契約法、相続法（2008年改正）、家族法（2008年改正）、契約外債務法（2008年に契約法と合わせて契約内外債務法が制定）、1994年に担保取引法（2005年に改正）、1997年に土地法（2003年に改正）が制定された<sup>10</sup>。

ラオス民法典は、原則として上述の個別制定法を承継して編纂する形とした。法は社会状態の反映であるからそのような形が自然であるし、内容面で連続性がある点は市民社会への民法典の浸透を容易にするものといえる。

特に、第3編の家族と第8編の相続に関しては、伝統を重視して、現行家族法・現行相続法を維持しているものが多い。例えば、婚約制度（145条）、結婚式の規定（148条）、裁判離婚の実体的・手続的要件（176条・177条）、僧その他の宗教者への相続（584条）などである。なお、家族編・相続編に関しては、民法典起草テ

<sup>10</sup> 松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」（2015年〔平成27年〕3月）11頁以下 <http://www.moj.go.jp/content/001147824.pdf>

クニカルグループが、現在の社会状況に合わせ個別法上不明瞭であった部分を解消するため新たな草案を起草していたが、起草委員において家族法・相続法を維持すべきであるという見解が強く、(残すべき伝統であるか否かに関わらず)多くの部分で個別法の規定のまま残置された。今後の民法典の改正に向けて、時間をかけて国民的議論を行い、残置すべきものとそうでないものが選別され、より洗練された家族編、相続編に進化することが期待される。

(2) 新たな概念、新たな規定の導入<sup>11</sup>

ラオス民法典は、前述のとおり、原則として個別制定法を承継する形での編纂されたものであるが、個別法には存在しなかった新たな概念、規定も導入されている。以下のとおりいくつかの観点に整理する。

ア まず、体系的な整理という観点から、総則(第1編)、法律行為(15条)、代理(第1編第4章)、法人(第2編)、占有(第4編第2章)の規定等が置かれた。例えば、契約内外債務法(2008年)に規定されていた条文のうち民法典に共通して適用できるものを総則(第1編)に規定することで整理した。法人の規定は、企業法や首相令等において個別規定が存在したが権利能力の主体としての整理はされていなかったところ、第2編において規定した。さらに、占有については、ベトナム民法典(2015年)に倣い、独立の権利ではなく所有権の一形態として定義されていた「占有権」(所有権法1条)と区別する形で、独立の章が設けられた。

イ 次に、土地利用を促進する観点から、地上権・地役権という新たな制度が導入された。土地賃貸借や土地使用権に基づく通行地役権等との相違を意識しつつその必要性につき理解し、新たな用語を作った上概念として取り入れることは容易ではなく、導入の可否について幾度も議論を重ねた。後述のとおりベトナム民法典(2015年)の教訓を活かした円滑な土地登記制度の運用が課題となる。

ウ また、経済の変化に対応し取引を促進する観点から、無権代理行為及び越権代理行為に関する第三者と本人との利益調整として表見代理(40条2項、41条2項)の制度が置かれた。また、複数の担保権設定を認め土地の価値を最大限に活かす制度(524条)が置かれたが、先行する担保権者が設定者から土地権利証を取得し保持してしまいうため後順位担保権の設定が困難である実務とどのように調整するかは議論を継続する必要がある<sup>12</sup>。また、地上権・地役権と同様に、新たに整理した抵当権・質権に対応する登記制度を準備する必要がある。

エ 諸外国の制度(国際標準)の導入との観点から、日本の他、フランス、ドイツ、ベトナム、タイ、カンボジア等の民法典に倣って規定を置いている。前述した法

<sup>11</sup> 松尾弘教授の2017年8月28日第5回ローフォーラムにおけるご発表「ラオス民法典の比較法的特色と歴史的重要性」の整理を参照し筆者にて再構成した。

<sup>12</sup> 民法典成立後においても国民議会常務委員会との間で議論が継続している規定である。条文配置を入れ替え523条となる見込みである(本稿を執筆している2019年4月時点)。

律行為、代理、法人、地上権、地役権に関する規定に加えて、例えば、タイ民法典に倣い契約の解釈（374条）の規定を置き、フランス民法典に倣って契約の効力（375条）を置いた。タイや日本に倣い詐害行為取消権の規定（397条）の規定も置いている。

(3) ラオス民法典に含まれていない規定等<sup>13</sup>

ラオス民法典に含まれていない規定やラオス民法典上の取扱いが不明瞭なものとして主に以下の点を挙げることができる。そのうちいくつかは今後民法典が改正されるにあたっての課題となっていくものであると思われる。

ア 任意規定と強行規定の区別、解釈に際しての法律行為及び慣習との優劣が不明確

ラオス民法典には、民法典において規定がなく当事者間において合意がない場合は実務慣習を適用するが、憲法及び法律に抵触してはならないという規定がある（6条2項）。この条文からは、民法典の規定と異なる合意をすることが可能か否か、実務慣習の意義<sup>14</sup>、民法典の規定が常に実務慣習に優先するのか否かなどが明らかでない。

イ 準共有の規定が存在しない

債権等の準共有に関する規定が存在しないことから、物に関する共同所有権の規定（280条以下）の解釈により対応することとなると思われる。

ウ 債権総論の編が存在しない

ラオス民法典の構成上、債権の効力・移転・消滅等を定めたいわゆる債権総論の部分は存在せず、第5編契約内債務の中に支払（382条）、相殺（385条）、債権譲渡（401条）、詐害行為取消権（397条）等の条文が置かれている。

エ 双務契約を前提とした制度（同時履行の抗弁権等）が存在しない

双務契約の効力である同時履行の抗弁権に関する規定がない。また、履行不能による契約の終了を認める反面（400条）、危険負担をどのように理解するかの規定もない<sup>15</sup>。

オ 多数当事者の債権債務関係に関する規定が存在しない

第7編で定められた保証（556条－561条）を除き、多数当事者の債権債務関係（分割債権・債務、不可分債権・債務等）に関する規定が存在しない。

カ 担保執行制度が未整備である

ラオスにおいては、競売等の執行手続が整備されていないことから、民法典上も私的執行を前提とした実体規定が整理されているに留まっている（531条、

<sup>13</sup> 松尾弘教授作成の「ラオス民法典草案のさらなる改訂に向けて」（2018年3月本邦研修実施時点）における整理を参考にして筆者にて加筆した。

<sup>14</sup> 6条1項に定義規定があるが、具体的にいかなる慣習が「実務慣習」に当たるのかは解釈に委ねられる。

<sup>15</sup> ラオスでは双務契約の特質が十分に理解されていない（野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究第77号〔有斐閣、2015年〕144頁）

539条, 551条, 555条)。手続規定の整備に伴い実体規定も改めていく必要がある。

キ 未成年者等の監督義務者の責任等について免責規定が存在しない

未成年者等の監督義務者として、父母、後見人又は管理者が不法行為責任を負う旨の規定が存在するが(487条)、免責規定が置かれていない。起草委員会内で議論されたが、裁判官ごとに免責判断が異なることになるのを危惧し免責規定は置かれなかった<sup>16</sup>。今後のさらなる議論の深まりを待って免責規定を置くことが考えられる。

### 3 比較法的特色

#### (1) 個別制定法の比較法的特色<sup>17</sup>

前述のとおり、ラオス民法典は、原則として所有権法、契約内外債務法、家族法等の個別制定法を承継しておりその比較法的特色を受け継ぐものであるが、個別制定法は、その制定経緯からフランス的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混合的性格を有するとされている。

フランス統治下の法からは断絶されているものの、フランス法の教育を受けた司法省の幹部が関わった個別法にはフランス法の影響が見て取れ、特に、契約内債務及び契約外債務部分にはフランス民法の影響が色濃く出ている。例えば、契約の要件に関する動機(コーズ)の規定(契約内外債務法10条4号, 14条[民法典366条2項])、絶対無効(確定的無効)と相対無効(不確定的無効)(契約内外債務法18条~20条[民法典22条~24条に対応])に関する規定である<sup>18</sup>。

また、個別法制定時には世界銀行の支援と共に、ソビエト(当時)及びベトナムの専門家がアドバイザーとしてラオスを訪れており、ソビエト法及びベトナム法も参考にされたとのことであり社会主義諸国の影響を無視することができない。

さらに、担保取引法(1994年)の起草はIFCが行ったが、2005年にアジア開発銀行(ADB)が作成した草案を基に改正が行われ、同法実施に関する首相令(2011年)は再度IFCが起草を担当している。2005年担保取引法は、アメリカ統一商事法典(UCC)の影響を相当受けたもののようである<sup>19</sup>。

2008年契約内外債務法には国際契約のルールに依拠する規律も多い。例えば、品質保証責任に関しては国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)に沿った規律を導入している(契約内外債務法25条1項[民法典407条に対応])<sup>20</sup>。

<sup>16</sup> 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議(2018年3月本邦研修)

<sup>17</sup> 松尾=大川・前掲注10(11頁以下)

<sup>18</sup> 野澤・前掲注15(138頁), 野澤正充「ラオス民法教科書作成支援について-2. 債権法について-」ICD NEWS第30号(2007年3月)63頁参照

<sup>19</sup> 古積健三郎「ラオス民法教科書作成支援について-3. 担保法-」ICD NEWS第30号(2007年3月)67頁以下

<sup>20</sup> 野澤・前掲注15(142頁)

## (2) ラオス民法典の比較法的特色<sup>21</sup>

ドイツ、フランス、日本、カンボジア、ベトナム等の民法典と比較すると、ラオス民法典は630条という簡潔な条文構成となっている。

第2編の人及び法人に続いて第3編に家族を置く点、権利の主体・客体・変動と展開されるインスティトゥティオネス体系（代表例として、フランス民法典）の特色を持ちつつも、法律行為を含む総則を第1編に置き、第4編の物に関する権利と第5編・第6編の契約及び契約外から発生する権利を区別している点、パンデクテン体系（代表例として、ドイツ民法典、日本民法典）の要素を導入しており、両体系を融合したものと評価される<sup>22</sup>。

ラオス民法典の個別規定を検討する際の参考にされたベトナム民法典（2015年）と比較すると、総則をコンパクトにまとめた点、市民社会の憲法としての意義を重視し家族法も取り込んだ点が特徴的であるといえる（ベトナム民法典は総則の条文数が多い一方、家族の編を置いていない〔婚姻家族法を個別法として維持している〕）。

また、第3編の家族と第8編の相続とが分離して配置されている点も特徴的であるが、家族の重要性を承認する社会の意識の表れとして人及び法人に次いで配置された一方で、相続は所有権取得の原因でもあるので家族編とは分離しておいたものと整理されている。

## 4 制定過程における特色

ラオス民法典の制定過程を見るとそのプロセスを重視して進めた点に特徴がある。

ラオスにおいては、前述のとおり、その準備段階において、教科書、事例問題集等の作成を通じて、基本的な法理論の理解に促進と民法典起草の中核となる人材育成に長い時間をかけた。ベトナム民法典やカンボジア民法典の起草過程・起草支援過程と比較するとその特徴が顕著である<sup>23</sup>。

また、前述のとおり、国会議員や実務家などの多くの者の意見を慎重に考慮して起草を進め、このプロセスにも3年超にも及ぶ長い時間をかけた点、比較法的に見ても非常に民主的な民法典であると評価される<sup>24</sup>。

## 第4 ラオス民法典制定の歴史的意義<sup>25</sup>

### 1 個別法の体系化

ラオス民法は前述のとおり、契約内外債務法・家族法・所有権法・担保法・相続法な

<sup>21</sup> 松尾弘教授による2012年6月8日・9日民法典起草開始式でのご発表「民法の体系としてどのようなものが相応しいか」「比較法からラオスに相応しい民法を考える」参照。松尾弘「序説ーラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究第77号〔有斐閣、2015年〕109頁。

<sup>22</sup> 混合したものとして、スイス民法典、カンボジア民法典、ネパール民法典など（松尾・前掲注21〔2012年6月8日・9日資料〕）。

<sup>23</sup> 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学第4号（2006年）40頁以下

<sup>24</sup> 松尾弘教授による2019年2月19日「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典」でのご発表「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」より。

<sup>25</sup> 松尾・前掲注11（2017年8月28日ご発表）の整理に従う。

ど個別制定法の形で形成されている。市場経済化に対応して急速に法を整備したため、民事実体法として体系的な整理が必要な状況であった<sup>26</sup>。例えば、所有権法58条（民法典243条に対応〔権原なく占有する物の返還〕）と契約内外債務法42条（民法典409条に対応〔権原なく得た動産の売買〕）との規定はほぼ重複していたが、民法典では条文配置を考慮した上内容を修正し、後者を売買契約における特則と整理した<sup>27</sup>。

## 2 権利の確実な保護・実現，信頼の確保取引の促進と安定的な経済成長への寄与

前述1のとおり，ラオス民法典において明確かつ整合的なルールを作ることによって，ラオス民法典が紛争予防・解決規範として機能し，一般市民の権利利益の確実な保護・実現に寄与し，ひいては「法の支配」の進展に寄与することとなる。ルールの透明化は取引を促進し内的経済活動をより活性化させるとともに，国際社会の信頼を醸成し外的資本の参入をも促進することとなる。

## 3 ラオス社会と文化の発展への適合性・グローバル化との調和

ラオス民法典は，現代の急速なグローバル化の要請に応えつつもラオス社会や文化への適合性を確保したものとしての意義を有する。今後はさらに社会のニーズに対して民法典の規定が欠けている部分はないかを検討し，他の法令等により補充したり，次回の民法典改正に向けて準備をしたりする必要がある。例えば，担保設定の目的で土地所有権を譲渡する実務が相当数存在するようであるが<sup>28</sup>，民法典には譲渡担保制度が存在していない。また，法により取引事業者の便宜を図るとともに消費者をどのように保護するのかという点も調和問題の一つであり<sup>29</sup>，この点は今後も制度の整備を検討しなければならない点である。

## 4 ラオスの法律学の発展への寄与

ラオス民法典の制定を契機に民法典の研究を加速しラオス独自の法理論を発展させていく足掛かりとなる。例えば，「法律行為」はドイツで生まれた概念であるが，フランス民法典（2016年）1100条1項，1100-1条1項にも導入され，今般ラオス民法典にも導入された。比較法の観点からラオスにおける「法律行為（ニティカム）」の在り方を研究することはラオス法律学の発展に寄与するものと考えられる<sup>30</sup>。

<sup>26</sup> 「世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの，簡素な単行法の羅列の観を呈しており，内容的不足や深刻な不整合が存在する」（金子由芳「ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点」〔国際協力事業団国際協力総合研修所2001年〕）。その一方で，「これらの個別単行法は裁判で適用され，試行錯誤的に部分改正も行われてきたことも看過すべきでないように思われる」（松尾＝大川・前掲注10〔13頁〕）。

<sup>27</sup> 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2017年8月28日－9月1日現地セミナー）

<sup>28</sup> 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議において（2018年8月13日－15日現地セミナー），同委員会テクニカルグループメンバーであるチャントラー氏より，ラオスにおいては担保設定目的の土地所有権の譲渡につき，「架空移転（オンローイ）」として問題となっているとの発言があった。

<sup>29</sup> 野澤正充教授による2017年8月28日第5回ローフォーラムでのご発表「日本民法典（債権法）の改正とラオス民法への示唆」や，2019年2月20日ラオス国立大学民法典成立記念式典でのご発表「民法典編纂の意義と課題」でも消費者保護に関する制度整備への言及があった。

<sup>30</sup> ラオス民法アドバイザーグループ「ラオス民法典草案における『ニティカム』の用語について」（2018年10月）

## 第5 民法典成立後の課題<sup>31</sup>

ラオス民法典は無事成立したが、前述のとおり民法典の内容面の改訂作業が継続しており、まずはこの点を適切に対処する必要がある。そして施行後は、民法典が市民社会において利用され、民法典を通じてラオス法律学が発展しラオスの法律家が育成されることを目指す。

### 1 民法典の市民社会への浸透

言うまでもなく民法典が市民社会に認知されず市民の権利の実現に寄与しなければ、ラオス史上初の民法典も画餅に帰す。そこで、市民の権利実現の担い手である法律実務家（裁判官、検察官、弁護士、司法省職員等）が民法典を紛争予防・解決の道具として活用できるようにし、また教育研究機関（大学、国立司法研修所）が民法典を研究し学生に民法典を教授できるようにするため、彼らに対する普及活動を中心に据えつつ、一般市民への民法典の普及（広報）も並行して実施していくこととする。セミナーだけでなくメディア（雑誌、TV、インターネットなど）を含む様々な方法を活用し、継続して行うことが重要である。

### 2 民法典逐条解説集（リサーチペーパー）の完成

ラオス民法典の逐条解説書であるリサーチペーパーは、当初、民法典の国民議会審議に際して国民議会に民法典草案とともに提出される予定であったが、起草委員会の意識が草案の最終化の方に向けられていたこと等により、2018年12月の審議までにこれを完成させることはできなかった。リサーチペーパーには、6年超の民法典起草を通じて検討・獲得した情報を集約させるだけでなく、これまでの議論の経緯や解消しきれなかった論点を可能な限り盛り込むことが重要である。そのような記載が、民法理論研究を促進し、次回以降の民法典改正に活きると考えられるからである。2019年度内（遅くとも民法典施行まで）の完成を目指している。

### 3 民法典制定史の編纂と法制執務上の知見の蓄積

法制執務の改善は、立法事実の把握、政策立案から、法令内容の不明確さ・法令相互間の矛盾重複の解消に至るまで、ラオス法司法セクターの大きな課題の一つであるが、6年超にも及んだ民法典起草過程においては、法制執務上の知見・経験・教訓が数多く得られた。これらを取り纏め他の法律の起草に活かせる形で残しておくことは、長い歳月をかけた民法典起草活動を有効に活かすものである。協議の結果、第一段階として「民法典制定史」を取り纏めることにより客観的な事実を集約させ記録として残すこと、第二段階として、そこから「法制執務上の教訓」を抽出する作業を行う。

### 4 土地登記制度の運用

前述のとおり、ラオス民法典は土地利用促進のための新しい制度として地役権・地上権を設け、また、土地担保制度を不動産質と不動産抵当という形で整理した。これらの制度にはいずれも登記の設定が求められている（341条1項、352条1項、536

<sup>31</sup> 2019年3月4日－15日に実施された民法典本邦研修において、ラオス民法典に関し今後対応すべき課題の洗い出しとワークプランの策定を行った。かかる本邦研修での整理に従う。

条6号, 549条5号)。したがって, これら民法典の新しい制度が有効に活用されていくためには土地登記の運用の整備が不可欠である。この点ベトナム民法典(2015年)は, 土地に対する権利(物権)として, ①地役権(隣接不動産に関する権利。245条), ②享用権(257条), ③地上権(267条)を新たに定めたにもかかわらず, 民法を管轄する司法省と, 土地登記を管轄する天然資源環境省との合意が得られなかったことから, 民法典が2017年1月1日に施行された後も, 新たに設けた前記①~③の物権を登記することができないままになっている<sup>32</sup>。ラオスでは, かかるベトナムでの教訓を活かし, 民法典施行前から土地登記を管轄する天然資源環境省と協議・調整を進め, 施行と同時に土地登記が滞りなく運用できるよう準備を進める。

---

<sup>32</sup> 松尾弘教授による2019年2月21日現地セミナーでのご発表「ベトナム民法典の経験を踏まえたラオス民法典の土地登記制度の整備—具体的な登記簿構成のモデルを提示して—」